

## 岐阜県高等学校文化連盟地域研究部会規約

- 第1条 (名称) 本会を岐阜県高等学校文化連盟地域研究部会とする。
- 第2条 (構成会員) 学校教育法で定められた学校で岐阜県高等学校文化連盟に加盟している学校、生徒、教職員。
- 第3条 (内容) 地域研究に関することを研究し、それを通じて高校生の人文・社会科学に関する事業を行う。
- 第4条 (役員) 本会に次の役員を置く。
- ・ 部会長 (校長をもってあてる)
  - ・ 専門部長 (事務局を兼ねる)
  - ・ 会計
  - ・ 会計監査
- 第5条 (役員の仕事)
- ・ 会長は本会を代表し、本会の業務の全てについて統括する。
  - ・ 専門部長は会長の指示のもとに本会の運営にあたる。
  - ・ 会計は本会の会計事務にあたる。
  - ・ 会計監査は本会の会計監査にあたる。
- 第6条 (役員の仕事) 役員の仕事は学年暦の1年とする。また再任は妨げない。
- 第7条 (本会の運営) 本会の運営は顧問会議の議決による。
- 第8条 (規約の改正) 規約の改正は顧問会議にて審議する。
- 第9条 (規約の施行) 本規約は平成23年度から施行する。